

板橋区職員自己啓発助成要綱

4 板総職第 618 号

平成 5 年 3 月 31 日区長決定

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 3 月 22 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、職務の質を向上させるために必要な専門的な知識及び技術・技能の習得のため、自発的に民間教育機関等が実施する通信又は通所の教育講座を受講し、修了した職員に対し、受講料の一部を助成することにより、自己啓発の促進を図り、区政の発展に寄与することを目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 助成を受けることのできる職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 任期の定めのない常勤職員
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）

(助成対象講座)

第 3 条 助成の対象となる講座（以下「助成対象講座」という。）は、次のすべての要件を満たすと認められるものとする。

- (1) カリキュラムが第 1 条に規定する目的を効果的に達成できると認められ、引き続き自己啓発を図りながら、その効果を職務に反映できるもの
- (2) 職務の質を向上させるために必要な専門的な知識、技術、技能等を習得することができるもの
- (3) 受講時間が原則として勤務時間外であり、かつ、職務に支障を及ぼさないもの
- (4) 修了証又はこれに類するものが交付されるものであること。
- (5) 総務部長が、区政の推進に有効であると認めるもの

2 同一年度内に助成を受けられる講座は 1 職員につき 1 講座とし、過去に受講した講座の受講は認められない。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる講座に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 受講料及び入学金が 10 万円を超える講座 受講料及び入学金の合計額に 10 分の 2 を乗じて得た額（その額が 10 万円を超える場合にあっては、10 万円）

(2) 受講料及び入学金が 10 万円未満の講座 受講料及び入学金の合計額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (その額が 2 万円を超える場合にあっては、2 万円)

(助成対象者登録の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする職員は、別に定める期日までに総務部長に助成対象者登録の申請をしなければならない。

(助成対象者登録の決定)

第 6 条 総務部長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成対象者登録の可否を決定し、その結果を、当該申請をした職員に通知する。

(未修了等の報告)

第 7 条 前条の規定により、助成対象者登録を可とする決定を受けた職員 (以下「助成対象職員」という。) は、当該決定を受けた日の属する年度内に助成対象講座を修了することができないとき、又は助成対象講座の受講を中止したときは、助成を辞退する旨を速やかに総務部長に報告しなければならない。

(助成金の交付申請及び交付請求)

第 8 条 助成対象職員は、助成対象講座を修了後、当該民間教育機関等が発行する修了証又はこれに類するもの及び受講料の領収書等を添え、区長に助成金の交付申請及び交付請求をすることができる。

(助成金の交付)

第 9 条 区長は、前条の規定による交付申請及び交付請求があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、その結果を当該助成対象職員に通知するとともに速やかに助成金を支払う。

(決定の取消し)

第 10 条 区長は、助成対象職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、その内容を速やかに当該職員に通知する。

(助成金の返還)

第 11 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(資格取得の報告)

第 12 条 助成金の交付を受けた職員は、助成対象講座に関する資格を取得したときは、速やかに、資格取得を証する書類を添え、総務部長に報告しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 5 年 3 月 31 日全部改正)

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の通信教育受講助成要綱に基づき助成決定を受けた者については、改正前の要綱を適用する。

付 則

この一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この要綱による改正後の板橋区職員自己啓発助成要綱第 2 条第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同要綱の規定を適用する。